

芦屋市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)に基づく育児休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 50,000円</p> <p>(2) 第2号区分 45,850円</p> <p>(3) 第3号区分 41,700円</p> <p>(4) 第4号区分 33,350円</p> <p>(5) <u>第5号区分 25,000円</u></p>	<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)に基づく育児休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 50,000円</p> <p>(2) 第2号区分 45,850円</p> <p>(3) 第3号区分 41,700円</p> <p>(4) 第4号区分 33,350円</p>

改正案	現 行
<p>(6) <u>第6号区分</u> 20,850円</p> <p>(7) <u>第7号区分</u> 16,700円</p> <p>(8) <u>第8号区分</u> 0</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの <u>第1項第1号から第6号まで又は第8号</u>に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、<u>同項第7号</u>に掲げる職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>5 (省略)</p>	<p>(5) <u>第5号区分</u> 20,850円</p> <p>(6) <u>第6号区分</u> 16,700円</p> <p>(7) <u>第7号区分</u> 0</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの <u>第1項第1号から第5号まで又は第7号</u>に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、<u>同項第6号</u>に掲げる職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>5 (省略)</p>

芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の5 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)), 同法</p>	<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の5 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)), 同法</p>

改正案	現 行
<p>第29条の規定による停職, 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)に基づく育児休業その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。)のうち教育委員会が市長と協議して定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる教職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し, その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には, 当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 50,000円</p> <p>(2) 第2号区分 45,850円</p> <p>(3) 第3号区分 41,700円</p> <p>(4) 第4号区分 33,350円</p> <p><u>(5) 第5号区分 25,000円</u></p> <p><u>(6) 第6号区分 20,850円</u></p> <p><u>(7) 第7号区分 16,700円</u></p> <p><u>(8) 第8号区分 0</u></p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は, 第1項の規定にかかわらず, 当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から<u>第6号</u>まで又は<u>第8号</u>に掲げる教職員の区分にあつては当該各号に定める額, <u>同項第7</u></p>	<p>第29条の規定による停職, 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)に基づく育児休業その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月(現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。)のうち教育委員会が市長と協議して定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる教職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し, その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には, 当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 50,000円</p> <p>(2) 第2号区分 45,850円</p> <p>(3) 第3号区分 41,700円</p> <p>(4) 第4号区分 33,350円</p> <p><u>(5) 第5号区分 20,850円</u></p> <p><u>(6) 第6号区分 16,700円</u></p> <p><u>(7) 第7号区分 0</u></p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は, 第1項の規定にかかわらず, 当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から<u>第5号</u>まで又は<u>第7号</u>に掲げる教職員の区分にあつては当該各号に定める額, <u>同項第6</u></p>

改正案	現 行
<p>号に掲げる教職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>5 (省略)</p>	<p>号に掲げる教職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>5 (省略)</p>

芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>付 則</p> <p>9 <u>削除</u></p>	<p>付 則</p> <p><u>(単純な労務に雇用される職員の給与等)</u></p> <p>9 <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与等については、この条例の規定を準用する。この場合において、第2条第1項中「企業職員」とあるのは「技能職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項に規定する職員)」と、同条第3項中「休日勤務手当、宿日直手当」とあるのは「休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当」と、第3条の2、第5条の2、第9条の2、第11条第4項及び第7項、第12条第2項並びに第13条第2項中「管理者」とあるのは「市長」と、第10条中「、かつ、企業の経営状況その他の事情を考慮して」とあるのは「、規則で定める基準に従い」と、第10条の2中「、かつ企業の経営状況その他の事情を考慮して」とあるのは「、規則で定める基準に従い」と、第11条第5項中「当該地方公営企業の事業」とあるのは「本市の業務」と、第13条の2中「地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第1項ただし書」とあるのは「地方公</u></p>

改正案	現 行
	<u>務員法第55条の2第1項ただし書」と、第14条中「企業職員」とあるのは「技能職員」とそれぞれ読み替えるものとする。</u>

芦屋市技能職員の給与に関する規則（未定稿）

（趣旨）

第1条 この規則は、芦屋市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成25年芦屋市条例第 号）第1条に規定する技能職員（以下「技能職員」という。）の給与の額等について必要な事項を定めるものとする。

（給料表及び職務の級の標準的な職務の内容）

第2条 技能職員に適用する技能職給料表は、別表第1に定めるとおりとする。

2 技能職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、勤労の強度、勤労環境その他の勤労条件を考慮して、4級に分類するものとし、その分類の基準となる標準的な職務の内容は、別表第2に定めるとおりとする。

（再任用職員の給料月額）

第3条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された技能職員の給料月額は、技能職給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（級別資格）

第4条 技能職員の級別資格基準は、別表第3に定めるとおりとする。

（初任給）

第5条 技能職員の初任給は、別表第4に定めるとおりとする。

（昇格）

第6条 技能職員を昇格（技能職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させるときは、その者の資格に応じて、1級上位の職務の級に決定するものとする。

第7条 技能職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に応じ、別表第5に定める昇格後の号給欄の号給とする。

2 前項の規定により定められる技能職員の号給が他の技能職員との均衡を著しく失うと認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

（特殊勤務手当）

第8条 技能職員に支給する特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲及び支給額については、別表第6に定めるもののほか、芦屋市職員の特殊勤務手当に関する条

例（平成17年芦屋市条例第47号）第2条に規定する業務に従事する場合は、同条例の規定を準用する。

（期末手当及び勤勉手当）

第9条 技能職員に支給する期末手当及び勤勉手当について、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮する職員は、別表第7の職員の欄に掲げる職員とし、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号。以下「給与条例」という。）第22条第5項に規定する給料月額及びこれに対応する地域手当の月額の合計額に、職員の区分に応じて乗じる割合は、同表の加算割合の欄に掲げる割合とする。

（退職手当）

第10条 技能職員に支給する退職手当の額及び支給の取扱いについては、芦屋市職員の退職手当に関する条例（昭和30年芦屋市条例第1号。以下「退職手当条例」という。）及び同条例施行規則（昭和30年芦屋市規則第23号）の規定を準用する。

（この規則に定めるもの以外の給与に関する取扱い）

第11条 第2条から前条までに定めるもののほか、技能職員の給与については、給与条例及び同条例施行規則（昭和33年芦屋市規則第5号）の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（切替対象者の職務の級の切替え）

2 平成26年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する技能職員（以下「切替対象者」という。）で給与条例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受けていた技能職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級と同じ級とする。

（特3級の切替対象者の職務の級の切替え）

3 切替対象者で芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成25年芦屋市条例第12号）附則別表第2の行政職給料表の適用を受けていた特3級の職務の級であった技能職員の新級は、4級の職務の級とする。

（切替対象者の号給の切替え）

4 切替対象者の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日に切替対象者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及び新級に応じて附則別表

に定める号給とする。

(号給の切替えに伴う切替対象者の給料月額の経過措置)

- 5 切替対象者で、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる技能職員には、給料月額のほか、切替日の前日に受けていた額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 6 前項の規定による給料を支給される技能職員において、第11条の規定により準用する給与条例第13条第1項、第19条第1項並びに第22条第4項及び第5項の規定の適用については、同条例第13条第1項及び第22条第4項中「給料」とあるのは、「給料、給料月額と切替日の前日において受けていた給料月額との差額に相当する額」と、第19条第1項及び第22条第5項中「給料月額及びこれ」とあるのは、「給料月額及び給料月額と切替日の前日において受けていた給料月額との差額に相当する額並びにこれら」とする。

(切替対象者の退職手当の経過措置)

- 7 切替対象者が退職した場合において、当該切替対象者に支給すべき退職手当の額は、次に掲げる額のうち、最も多い額とする。
 - (1) 退職手当条例第3条の2から第6条の2まで、第7条から第7条の5まで、芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成8年芦屋市条例第39号。以下「退職手当条例第39号」という。）附則第2項から第4項まで及び芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年芦屋市条例第25号。以下「退職手当条例第25号」という。）附則第4項並びに芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例（平成25年芦屋市条例第13号。以下「退職手当条例第13号」という。）附則第2項及び第4項の規定により計算した額
 - (2) 当該切替対象者が切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日における給料月額及び退職日までの勤続期間を基礎として、退職手当条例第3条の2から第6条まで、第7条から第7条の5まで、退職手当条例第39号附則第2項から第4項まで及び退職手当条例第25号附則第4項並びに退職手当条例第13号附則第2項及び第4項の規定により計算した額
 - (3) 当該切替対象者が平成19年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日における給料月額及び同日までの勤続期間を基礎として、芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例及

び芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年芦屋市条例第20号。以下「退職手当条例第20号」という。）による改正前の芦屋市職員の退職手当に関する条例（以下「旧退職手当条例」という。）第4条から第6条の2まで及び第7条並びに退職手当条例第20号附則第15条の規定による改正前の退職手当条例第39号附則第2項から第4項まで並びに退職手当条例第20号附則第18条の規定による改正前の退職手当条例第25号附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧退職手当条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として退職手当条例第39号附則第2項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額

（切替日における昇格又は降格の特例）

- 8 切替日に昇格し、又は降格した切替対象者については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして第7条及び給与条例第7条の規定を適用する。

（切替対象者の昇格に伴う号給の決定の特例）

- 9 切替対象者を昇格させる場合におけるその者の号給は、第7条第1項の規定により決定される号給の4号上位の号給とする。

（技能職員の任用に関する規則の一部改正）

- 10 技能職員の任用に関する規則（昭和36年芦屋市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「技能職員の給与に関する規則（昭和35年芦屋市規則第32号）」を「芦屋市技能職員の給与に関する規則（平成25年芦屋市規則第 号）」に改める。

附則別表

旧号給	新号給			
	1級	2級	3級	4級
1	6	29	21	1
2	7	30	22	1

3	8	31	23	1
4	9	32	24	1
5	10	33	25	1
6	11	34	26	1
7	12	35	27	1
8	13	36	28	1
9	14	37	29	1
10	15	38	30	2
11	16	39	31	3
12	17	40	32	4
13	18	41	33	5
14	19	42	34	6
15	20	43	35	7
16	21	44	36	8
17	22	45	37	9
18	23	46	38	10
19	24	47	39	11
20	25	48	40	12
21	26	49	41	13
22	27	50	42	14
23	28	51	43	15
24	29	52	44	16
25	30	53	45	17
26	31	54	46	18
27	32	55	47	19
28	33	56	48	20
29	34	57	49	21
30	35	58	50	22
31	36	59	51	23
32	37	60	52	24
33	38	61	53	25
34	39	62	54	26
35	40	63	55	27
36	41	64	56	28
37	42	65	57	29
38	43	66	58	30
39	44	67	59	31
40	45	68	60	32
41	46	69	61	33
42	47	70	62	34
43	48	71	63	35
44	49	72	64	36
45	50	73	65	37

46	51	74	66	38
47	52	75	67	39
48	53	76	68	40
49	54	77	69	41
50	55	78	70	42
51	56	79	71	43
52	57	80	72	44
53	58	81	73	45
54	59	82	74	46
55	60	83	75	47
56	61	84	76	48
57	62	85	77	49
58	63	86	78	50
59	64	87	79	51
60	65	88	80	52
61	66	89	81	53
62	67	90	82	54
63	68	91	83	55
64	69	92	84	56
65	70	93	85	57
66	71	94	86	58
67	72	95	87	59
68	73	96	88	60
69	74	97	89	61
70	75	98	90	62
71	76	99	91	63
72	77	100	92	64
73	78	101	93	65
74	79	102	94	66
75	80	103	95	67
76	81	104	96	68
77	82	105	97	69
78		106	98	70
79		107	99	71
80		108	100	72
81		109	101	73
82		110	102	74
83		111	103	75
84		112	104	76
85		113	105	77
86		114	106	78
87		115	107	79
88		116	108	80

89		117	109	81
90		118	110	82
91		119	111	83
92		120	112	84
93		121	113	85
94		122	114	86
95		123	115	87
96		124	116	88
97		125	117	89
98		126	118	90
99		127	119	91
100		128	120	92
101		129	121	93
102		130	122	94
103		131	123	95
104		132	124	96
105		133	125	97
106		133	126	98
107		133	127	99
108			128	100
109			129	101
110			129	101
111			129	101
112			129	101
113			129	101
114			129	101
115			129	101
116			129	101
117			129	101
118			129	
119			129	
120			129	
121			129	
122			129	
123			129	
124			129	
125			129	
126			129	
127			129	
128			129	
129			129	

別表第1（第2条関係）

技能職給料表

級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	136,100	184,500	247,300	279,200
2	137,200	185,700	248,700	281,100
3	138,400	187,000	250,100	283,000
4	139,600	188,300	251,500	284,900
5	140,800	189,700	252,700	286,800
6	141,900	190,800	254,000	288,700
7	143,100	192,000	255,300	290,600
8	144,300	193,200	256,600	292,500
9	145,500	194,500	257,700	294,200
10	146,700	195,900	259,000	296,000
11	148,200	197,300	260,300	297,800
12	149,700	198,700	261,600	299,600
13	151,200	200,100	262,700	301,200
14	152,600	201,600	263,900	302,900
15	154,100	203,100	265,100	304,600
16	155,600	204,600	266,200	306,300
17	157,100	206,100	267,400	307,900
18	158,600	207,700	268,600	309,600
19	160,400	209,300	269,800	311,300
20	162,200	210,900	271,000	313,000
21	164,000	212,300	272,000	314,300
22	165,800	214,000	273,100	315,700
23	167,500	215,700	274,200	317,100
24	169,200	217,400	275,300	318,600
25	170,900	218,900	276,400	320,200
26	172,600	220,100	277,500	321,700
27	174,100	221,300	278,600	323,200
28	175,600	222,500	279,700	324,700
29	177,100	223,800	280,800	326,300
30	178,500	225,400	281,900	327,600
31	180,000	227,000	283,000	328,900
32	181,500	228,600	284,100	330,100
33	183,000	230,300	285,000	331,400
34	184,500	231,800	286,100	332,700
35	185,700	233,300	287,200	333,900
36	187,000	234,800	288,300	335,200
37	188,300	236,200	289,000	336,500
38	189,700	237,600	289,900	337,800

39	190,800	239,000	290,800	339,100
40	192,000	240,400	291,800	340,400
41	193,200	241,700	292,700	341,600
42	194,400	243,100	293,700	342,800
43	195,600	244,500	294,700	344,000
44	196,700	245,900	295,700	345,200
45	197,800	247,200	296,500	346,300
46	198,800	248,600	297,400	347,400
47	200,000	250,000	298,300	348,500
48	201,200	251,400	299,200	349,600
49	202,400	252,600	300,100	350,800
50	203,600	253,900	301,000	351,800
51	204,900	255,200	301,900	352,800
52	206,200	256,500	302,800	353,800
53	207,500	257,600	303,600	354,800
54	208,800	258,800	304,400	355,700
55	210,100	260,000	305,200	356,600
56	211,400	261,200	306,000	357,500
57	212,700	262,500	306,800	358,400
58	213,600	263,700	307,600	359,300
59	215,000	264,900	308,400	360,200
60	216,300	266,000	309,200	361,100
61	217,700	267,100	309,800	362,000
62	218,800	268,300	310,500	362,900
63	220,100	269,500	311,200	363,800
64	221,400	270,700	311,900	364,700
65	222,700	271,700	312,600	365,500
66	223,800	272,800	313,200	366,300
67	225,000	273,900	313,800	367,100
68	226,200	275,000	314,400	367,900
69	227,400	276,100	315,100	368,700
70	228,600	277,200	315,600	369,500
71	229,800	278,300	316,100	370,300
72	231,000	279,400	316,600	371,100
73	232,200	280,300	316,900	371,900
74	233,400	281,100	317,400	372,700
75	234,600	281,900	317,900	373,500
76	235,800	282,800	318,400	374,300
77	237,000	283,700	318,700	375,100
78	238,200	284,500	319,100	375,900
79	239,200	285,300	319,500	376,700
80	240,200	286,100	319,900	377,500
81	241,200	287,000	320,400	378,300
82	242,300	287,800	320,800	379,100

83	243,300	288,600	321,200	379,900
84	244,300	289,400	321,600	380,700
85	245,300	290,200	322,000	381,500
86	246,300	290,800	322,400	382,300
87	247,200	291,400	322,800	383,100
88	248,100	292,000	323,200	383,900
89	249,000	292,500	323,500	384,700
90	250,000	293,100	323,900	385,500
91	250,800	293,700	324,300	386,300
92	251,600	294,300	324,700	387,100
93	252,400	294,800	325,000	387,900
94	253,200	295,400	325,400	388,700
95	253,800	296,000	325,800	389,500
96	254,400	296,600	326,200	390,300
97	255,000	297,000	326,500	391,100
98	255,300	297,500	326,900	391,900
99	255,700	298,000	327,300	392,700
100	256,200	298,500	327,700	393,500
101	256,700	299,000	328,000	394,300
102	257,300	299,500	328,400	
103	257,800	300,000	328,800	
104	258,300	300,500	329,200	
105	258,800	300,900	329,500	
106	259,200	301,400	329,900	
107	259,500	301,900	330,300	
108	259,800	302,400	330,700	
109	260,100	302,800	331,000	
110	260,500	303,200	331,400	
111	260,900	303,600	331,800	
112	261,300	304,000	332,200	
113	261,700	304,400	332,500	
114	261,900	304,800	332,900	
115	262,300	305,200	333,300	
116	262,700	305,600	333,700	
117	263,100	306,000	334,000	
118	263,500	306,400	334,400	
119	263,900	306,800	334,800	
120	264,300	307,200	335,200	
121	264,700	307,500	335,500	
122	264,900	307,900	335,900	
123	265,200	308,300	336,300	
124	265,400	308,700	336,700	
125	265,700	309,000	337,000	
126	266,100	309,400	337,400	

127	266,300	309,800	337,800	
128	266,600	310,200	338,200	
129	266,900	310,500	338,500	
130	267,200	310,900		
131	267,500	311,300		
132	267,800	311,700		
133	268,100	311,900		
134	268,400			
135	268,700			
136	269,000			
137	269,300			
再任用職員	202,900	225,000	246,200	277,900

別表第2（第2条関係）

級別標準職務表

級	標準的な職務の内容
1級	軽度又は相当の技能又は経験を必要とする業務を行う技能職員の職務
2級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技能職員の職務
3級	1 相当数の技能職員を直接指揮監督し、自らも特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う副技能長の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の度合いが前号と同程度と認められる副技能長の職務 3 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う主任の職務
4級	1 副技能長以下の技能職員を直接指揮監督し、自らも極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技能長の職務 2 職務の複雑、困難及び責任の度合いが前号と同程度と認められる技能長の職務 3 相当数の技能職員を直接指揮監督し、自らも極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う主席副技能長の職務 4 職務の複雑、困難及び責任の度合いが前号と同程度と認められる主席副技能長の職務 5 極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う主席主任の職務

別表第3（第4条関係）

級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級			
		1級	2級	3級	4級
技能職員	高校卒		6	9	5
		0	6	15	20

	中学卒		9	9	5
		0	9	18	23

備考

- 1 職種欄に掲げる職種の区分は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める者に適用する。
 - (1) 技能職員(A)
 - ア 自動車（大型及び普通）運転の業務に従事する者
 - イ 上記アに準ずる技能的業務に従事する者
 - (2) 技能職員(B)
 - ア 工務等の土木、清掃作業の現場指図及び監督業務に従事する者
 - イ 上記アに準ずる技能的業務又は現場指図及び監督業務に従事する者
 - ウ 計算印刷器操作等の機械書記的業務に従事する者
 - エ 調理等の家政的業務に従事する者
 - オ 庁舎等の管理補助業務に従事する者
 - カ 用務、作業等の主として屋外における肉体労務に従事する者
 - (3) 技能職員(C)
 - ア 用務、作業等の庁内外における軽度の雑仕労務に従事する者
 - イ 事務補助等の事務技術見習及び単純な補助業務に従事する者
- 2 職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。
- 3 技能職員の経験年数は、その者の学歴資格を取得した時以後の経験年数によるものとし、技能職員以外の経験年数を有する者については、経験年数換算表（付表）に定めるところにより経験年数として換算することができる。
- 4 学歴免許等欄の学歴に対して修学年数の異なる学歴を有する者の経験年数は、前項の規定によるその者の経験年数に一般職員の例により、その差に係る年数を加減した年数とする。

(付表)

経験年数換算表

経歴の区分	換算率	換算限度			備考
		学歴 区分 資格	月数		
			イ	ロ	
同種の技能業務に従事した期間	8割(換算限度月数イを適用)	資格取得(満18歳の4月1日から起算する。)	月 120	月 40	正規に採用された者のこの表によって換算された経験年数は、換算率ごとの区分に従い、換算限度欄に掲げる月数(以下「換算限度」という。)で打ち切る。ただし、換算限度の月数イ及びロを合算してイの月数を超えるときは、その月数とする。
上記以外の期間(在家庭、自家営業又は異種業務従事期間等)	5割(換算限度月数ロを適用)				

別表第4(第5条関係)

初任給基準表

職種 年齢	技能職員(A)	技能職員(B)	技能職員(C)
	運転職	工務職, 調理職, 印刷技能職, 作業職(重), 用務職(重), 管理補職	作業職(軽), 用務職(軽), 校務職(軽), 事務補助職
15		1級1号給	1級1号給
16		1級4号給	1級4号給
17		1級7号給	1級7号給
18	1級14号給	1級10号給	1級10号給
19	1級16号給	1級12号給	1級12号給
20	1級18号給	1級14号給	1級14号給
21	1級20号給	1級16号給	1級16号給
22	1級22号給	1級18号給	1級18号給
23	1級24号給	1級20号給	1級20号給
24	1級26号給	1級22号給	1級22号給
25	1級28号給	1級24号給	1級24号給
26	1級30号給	1級26号給	1級26号給
27	1級32号給	1級28号給	1級28号給
28	1級34号給	1級30号給	1級30号給
29	1級36号給	1級32号給	1級32号給
30	1級38号給	1級34号給	1級34号給
31	1級40号給	1級36号給	1級36号給
32	1級42号給	1級38号給	1級38号給
33	1級44号給	1級40号給	1級40号給
34	1級46号給	1級42号給	1級42号給
35	1級48号給	1級44号給	1級44号給

備考 この表中の年齢は、その者の採用された年度の初日における満年齢とする。

別表第5（第7条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	2
19	1	1	3
20	1	1	4
21	1	1	5
22	1	1	6
23	1	1	7
24	1	1	8
25	1	1	9
26	1	1	10
27	2	1	11
28	3	1	12
29	4	1	13
30	5	1	13
31	6	1	14
32	7	1	14
33	8	1	15
34	9	1	15
35	10	1	16

36	11	1	16
37	12	1	17
38	13	2	17
39	14	3	18
40	15	4	18
41	16	5	19
42	17	6	19
43	18	7	20
44	19	8	20
45	20	9	21
46	21	10	22
47	22	11	23
48	23	12	24
49	24	13	25
50	25	14	25
51	26	15	26
52	27	16	26
53	28	17	27
54	29	18	27
55	30	19	28
56	31	20	28
57	32	21	29
58	33	22	29
59	34	23	30
60	35	24	30
61	36	25	31
62	37	26	31
63	38	27	32
64	39	28	32
65	40	29	33
66	41	30	33
67	41	31	33
68	42	32	33
69	42	33	34
70	43	34	34
71	43	35	34
72	44	36	34
73	44	37	35
74	45	38	35
75	46	39	35
76	47	40	35
77	48	41	36
78	49	42	36

79	50	43	36
80	51	44	36
81	52	45	37
82	53	46	37
83	54	47	37
84	55	48	38
85	56	49	38
86	57	50	38
87	57	51	39
88	58	52	39
89	58	53	39
90	59	54	40
91	59	55	40
92	60	56	40
93	60	57	41
94	61	58	41
95	61	59	41
96	62	60	42
97	62	61	42
98	63	61	42
99	63	62	43
100	64	62	43
101	64	63	43
102	65	63	44
103	65	64	44
104	66	64	44
105	66	65	44
106	67	65	45
107	67	66	45
108	68	66	45
109	68	67	45
110	69	67	46
111	69	68	46
112	69	68	46
113	70	69	46
114	70	70	47
115	70	71	47
116	71	72	47
117	71	73	47
118	71	73	48
119	72	74	48
120	72	74	48
121	72	75	48

122	72	75	49
123	73	76	49
124	73	76	49
125	73	76	49
126	73	76	50
127	73	76	50
128	74	77	50
129	74	77	50
130	74	77	
131	74	77	
132	74	77	
133	75	78	
134	75		
135	75		
136	75		
137	75		

別表第6（第8条関係）

特殊勤務手当支給基準表

種類	支給される職員の範囲	支給額
汚物取扱 手当	ごみ, 燃え殻, 粗大ごみ, 汚泥, し尿その他の汚物等の処理業務に従事した職員	<p>(1) ごみ, 燃え殻, 粗大ごみ, 汚泥等（以下「ごみ等」という。）の収集車の運転業務に従事した場合 1日につき680円</p> <p>(2) ごみ等の収集業務に従事した場合 1日につき1,040円</p> <p>(3) 環境処理センターにおけるごみ等の処理業務に従事した場合 1日につき660円</p> <p>(4) 公園, 緑地, 道路等の維持管理を所管する課の職員が, 公園, 緑地等の維持管理業務で, 汚物等を取り扱った場合 1日につき450円（ドクガ科及びイラガ科並びにスズメバチ科に属する害虫の大量駆除作業で, 市長が別に定める業務に従事した場合は, 1日につき480円を加算する。次号において同じ。）</p> <p>(5) ねずみ, 害虫等の駆除のための薬剤散布業務に従事した場合 1日につき520円</p> <p>(6) 下水処理場及びポンプ場における機械器具の運転操作, 汚水処理等の業務に従事した場合 1日につき180円。ただし, 次に定めるところにより加算する。</p> <p>ア 池槽内の清掃及び池槽内の機器の清掃, 修繕等の業務 1日につき980円</p> <p>イ 池槽内の主務チェーン及びかきよせ板の取替業務 1日につき420円</p>

		<p>ウ 圧縮空気で作動する器具を使用したさび落とし作業 1日につき420円</p> <p>(7) 犬、猫等の動物の死体の収容業務に従事した場合</p> <p>ア 飼育者からの依頼により引取りに行った場合 1回につき1,350円</p> <p>イ ア以外の場合 1回につき1,500円</p>
交替制勤務手当	<p>交替制勤務により、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）又は日曜日、土曜日若しくは休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下この項において同じ。）に正規の勤務時間として業務に従事した職員</p>	<p>(1) 深夜の全部に勤務した場合 勤務1回につき2,480円</p> <p>(2) 深夜の一部に勤務した場合又は日曜日、土曜日若しくは休日に勤務した場合（前号に該当する場合を除く。） 勤務1回につき1,240円（半日勤務の場合は、620円）</p>
非常作業手当	<p>1 施設に生じた事故のため、勤務時間外に出勤して、その復旧作業に従事した本庁、下水処理場及び環境処理センターに勤務する職員</p> <p>2 所属長の命により、雨荒天（警報発令時等）の中で、屋外作業に従事した職員</p>	<p>1回につき1,160円（2時間未満の場合は、820円）</p> <p>(1) 1時間以上にわたり、従事した場合（次号に該当する場合を除く。） 1日につき900円（終日（午前から午後の時間帯においてそれぞれ1時間以上にわたる作業時間をいう。以下同じ。）にわたり従事した場合は、1日につき300円を加算する。）</p> <p>(2) 1時間以上にわたり、災害対策本部（水防本部を含む。）の設置に伴う防災作業、救助、調査、避難者の誘導等の業務（以下この項において「防災作業等」という。）に従事した場合 1日につき1,800円（終日にわたり防災作業等に従事した場合は、1日につき600円を加算する。）</p>
技能現場作業手当	<p>技能長の業務に従事した職員</p>	<p>1月につき16,000円</p>

年末年始 等特別勤 務手当	12月29日から翌年の1月3日までの日又は任命権者が特に定めた日において、特に必要があつて公務に従事した職員	(1) 12月29日から翌年の1月3日までの間に宿日直業務に従事した場合（任命権者が特に定めた日に宿日直業務に従事した場合を含む。） 1日につき5,000円 (2) 宿日直業務以外に従事した場合 ア 12月29日から翌年の1月3日までの間 1日につき5,000円 イ アに定める日以外で、任命権者が特に定めた日 1日につき3,500円
---------------------	--	--

備考

1 月額により定められている特殊勤務手当で、その支給対象となる業務(以下「支給対象業務」という。)に従事しなかった日(有給休暇(私傷病による療養休暇及び産前産後の休暇を除く。)により従事しなかった日及び支給対象業務に係る専門研修受講のため従事しなかった日を除く。)がある月の手当の額は、支給対象業務に対する手当の額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1月における従事した日数が18日以上の場合 100分の100
- (2) 1月における従事した日数が14日以上17日以内の場合 100分の80
- (3) 1月における従事した日数が9日以上13日以内の場合 100分の60
- (4) 1月における従事した日数が8日以内の場合 従事した日1日につき100分の4

2 日額により定められている特殊勤務手当の額は、別段の定めがあるものを除き、支給対象業務に従事した時間(休憩時間及び休息時間を除く。以下同じ。)に応じて、支給対象業務に対する手当の額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。ただし、芦屋市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和28年芦屋市条例第26号)第2条第6項に規定する勤務を割り振られた土曜日における半日勤務又はこれに準ずる勤務の場合の第1号及び第2号の規定の適用については、第1号及び第2号中「4時間」を「3時間」とする。

- (1) 1日における従事した時間が4時間以上の場合 100分の100
- (2) 1日における従事した時間が2時間以上4時間未満の場合 100分の50

(3) 1日における従事した時間が2時間未満の場合 0

3 前項の規定にかかわらず，別表第6 特殊勤務手当支給基準表汚物取扱手当の項第6号に規定する業務に従事した場合の手当の額は，従事した時間に応じて，同号に規定する手当の額に，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

(1) 1日における従事した時間が1時間以上の場合 100分の100

(2) 1日における従事した時間が30分以上1時間未満の場合 100分の50

(3) 1日における従事した時間が30分未満の場合 0

4 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項の規定による短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の月額により定められている特殊勤務手当の額の算出に当たっては，第1項の規定を適用する。この場合において，同項各号中「従事した日数」とあるのは，「その月の従事した時間数の合計を7.75で除した日数」とする。

別表第7（第9条関係）

職員	加算割合
職務の級4級の職員	100分の10
職務の級3級の職員	100分の5
職務の級3級の再任用職員	100分の5